

事 務 連 絡
平成 2 2 年 9 月 7 日

各都道府県医務主管部局長 殿

厚生労働省医政局看護課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について（周知）

今般、社団法人日本助産師会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したことを受け、同会宛てに別添のとおり通知したところである。

貴職におかれては、別添の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、助産所、関係団体等に周知方を願います。